

令和6年度 第4回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	令和7年3月26日(水)午後2時～
場 所	四條畷市役所本館3階委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員・高橋委員・森本委員・
三宅委員・小林佑介委員・福井委員・山田委員・小林由美子委員

1.開会

事務局:定刻になりましたので、只今から「令和6年度 第4回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。
皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきますことも政策課の宮地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、子ども・子育て会議委員12名中、全員の出席をいただいております。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、過半数の委員の出席をいただいておりますので、本会議の成立を報告いたします。

次に、傍聴者は1名となっております。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

小寺委員長:はい、結構です。

事務局:ありがとうございます。

<資料確認>

事務局:ご発言にあたっては、議事録作成のため、音声を拾いやすいようマイクを使用のうえ、お名前とともにご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

小寺委員長:皆様、こんにちは。本日も議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

2. 議事

小寺委員長:それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件1「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局:それでは、第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画冊子をご覧ください。前回の子ども・子育て会議で素案についてご意見いただいた内容を踏まえて、一部修正を加えて原案を作成し、意見公募を経て、計画を策定しました。ご意見の内容を踏まえて修正した箇所について、簡単に説明させていただきます。

まず74ページをご覧ください。1点目は外国にルーツをもつ子どもへの支援について、実際に対応されて感じている課題を踏まえ、どのような支援があるのかご質問をいただきました。

また、外国籍を意図した文言を計画に入れておくことで、意識を共有できると思うので、織り込んでいただけたらありがたいというお声もいただきました。

これらを踏まえて、「子どもの生きる力を育成する教育環境の整備」として、「18自立支援通訳」と「19四條畷市にほんご教室」の取組みを追記しました。自立支援通訳は外国籍または外国にルーツのある児童生徒の母語・母

文化の保持を支援するため、自立支援通訳者を各校に派遣するものです。

四條畷市にはほんご教室は外国籍の人など、日本語のよみ・かき・ことばができずに日常生活に支障がある人を対象に学習支援を行います。毎週の学習の他、日本文化体験や交流などの学習外イベントの開催、相談対応も実施しています。

次に、77ページをご覧ください。2点目は、コラムがわかりやすい内容が書かれていて良いと思うので、「食育とは」のように、ネウボラという言葉についても記入してはどうか、というご意見をいただきました。

ご意見を踏まえ、ネウボラとは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する支援制度であることを追記いたしました。

次に、112ページをご覧ください。3点目は、田原地域でも様々な取り組みを行っているので、記載してもらえたらというご意見を踏まえ、田原地域のまちづくりというコラムを掲載しました。

田原地域は平成29年度から市の重点地域として「地域主体のまちづくり」を開始し、人口減少克服と住民の定住化を図る地域づくりを行っています。

現在取り組んでいる、自動運転車導入事業、未利用地の有効活用、グリーンホール田原の子育て関連事業について記載しています。

次に、146ページをご覧ください。4点目は、本計画で理念や考えを踏まえている子ども基本条例について参考資料に加えた方がいいのではというご意見をいただきましたので、146ページから149ページに掲載しています。

その他、最終的な精査により、文言の整理などの修正を行っております。

また、計画の内容を抜粋して作成した概要版についても完成しておりますので本日公布しております。

委員皆さまの貴重なご意見・ご確認により第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画が策定できましたこと、お礼申し上げます。本計画及び概要版については、近日中に市ホームページに掲載を予定しています。また、4月広報誌に策定したことを掲載し、周知を図ります。

説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございます。ただいま事務局の方から、案件1についてのご説明をいただきましたが、委員の皆さま、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

内村委員：外国籍の方、日本語がしゃべれない方に対応する通訳の方を派遣するとありましたが、園や学校側から「こういった方が来られたので来てほしい」という申請または連絡があってから派遣するのですか？

教育支援センター：四條畷市立小中学校におきましては、外国籍もしくは外国にルーツのある児童・生徒が転入される場合においては、教育委員会内で保護者を含めて面談をし、自立支援通訳という活用できる事業があることを説明させていただきます。自立支援通訳者のマッチングにつきましては、保護者本人と十分に協議したうえで、学校から活用計画等を申請いただいて、教育委員会からその学校へ派遣するという形をとっております。そのため、転入された時点で、活用するかどうかについて判断するように努めております。

小寺委員長：今外国籍の方は市内小中学校でどれくらいおられるか、把握されていますか。

教育支援センター：年度途中でも人数が増減するため正確な数は今持ち合わせておりませんが、今年度の実績におきましては、市内小中学校合わせて12～13名、10名を超える児童・生徒へ自立支援通訳を派遣しております。

小寺委員長:学校への派遣頻度などはどこが決めるのですか。

教育支援センター:頻度につきましては、自立支援通訳者の派遣要綱に基づいて、外国から日本に來られてからの期間により段階的に活用時数を示させていただいている中で、予算の範囲内において、可能な限りすべての子どもたちに自立支援通訳者を派遣できるよう実施しているところでございます。

小寺委員長:どれくらいの人数の方をどのくらいの頻度で予算化しているのですか。

教育支援センター:10名を超える対象の児童・生徒がおり、母語も様々ですので、自立支援通訳者8名で複数の学校に配置させていただいているというのが実態でありまして、回数につきましては、日本に來た年数ごとに分けながら、多い方で、保護者の方も全く日本語が話せない初期段階の場合には週2回、これが最大数になります。日本に來られてから3年4年など一定年数経過している場合には、個人懇談や家庭訪問の際など不定期に実施するということで、段階的に減っていくようなイメージを持っていたらと思います。

小寺委員長:他ございませんでしょうか。

市林委員:同じく自立支援通訳の事業内容、目的になるんですかね。その「児童・生徒の母語・母文化の保持」の「母語」というのは、外国のお子さんの出身の外国の言葉が「母語」になりますか。イメージ的に、日本に來られて日本語がわからなくてお困りだろうから通訳者をどうぞというイメージなのかなと思っていたのですが、母語を大事にしてほしいから派遣するっていうのは、ちょっとそぐわない気がしたのですが、いかがでしょうか。

教育支援センター:現在市立小中学校におきましては、日本語指導担当教員もしくは各学校における日本語指導担当者を教職員で実施しております。基本的に、日本語指導に関しては、学校の教職員が行うものということに基づきながら、自立支援通訳者においては、外国にルーツのある子どもたちのアイデンティティを大切にしながら、日本で生きていく力をつけるため、母語・母文化に精通した自立支援通訳者を派遣することで、文化の違いに戸惑うことなく、また、自身が生まれもった文化を大切にしながら、この日本で生きていく力を育むために支援していただいています。自立支援通訳者が全く日本語指導をしないかというところではなく、やはり環境になじむために必要な日本語というのは、母語とともに、日本語に言い換えるという形で実施しているところでございます。

市林委員:とても納得できました。ちょこっと読んだだけではそこまで深く理解できなかったので質問させていただきました。ありがとうございます。

小寺委員長:他ございませんでしょうか。

高橋委員:今自立支援通訳ということで、小中学生を対象にということでお話しされていたと思いますが、こども園でも、外国籍の方が通うようになっております。子どもはすごく柔軟性があるので、私たちの日本語、言葉をだんだん覚えてきて、0歳とか1歳の子もいるんですけど、そういう子どもたちは、日常で日本語を使っていたら、環境になじんで覚えていくってくれるんですが、保護者の方にいろいろと説明するときにはすごく困っていることがあります。例えば進級するときに面談をしたいというときも、母語を喋れる職員が誰もいないので、今だったらグーグル翻訳とかで、伝えたいことを全部打ち込んで、それを読んでもらうとか、お母さんがグーグルの翻訳の機械を持っておられて、それに話しかけて会話するみたいな感じで面談をしたりなどしていますが、子どものことを

伝えたいときに、やはり翻訳ではニュアンスが違ってきたりすることもあるので、その辺が難しいなと思っていたりするところがあります。その辺の支援というか、普段の様子をお伝えするのは翻訳機でもわりとできるんですけど、大事なことを伝えたい面談の時だったり、言葉のサポートをしてもらえる方がいたりだとか、新しく入られる方にもたくさん伝えることがあるので、そういう時に困ったりとか、行事の時、生活発表会とかするんですけど、すべて日本語で、歌も全部日本語なので、お父さんお母さんは何を言っているのか理解されているのかわからないので、子どもが何か動いていたらそれはそれで可愛いと思うんですけど、これはこういうことを言っているんですよみたいな通訳してくださる方を行事の時に派遣してくださるとかということがあったりするでしょうか。

こども政策課：翻訳機器の補助などは前にも実施させてもらったりはしていて、通訳を配置するのも補助できたんじゃないかなと思ったりするのですが、そういったお声も含めて、今後の補助金の在り方なども考えていきたいなと思います。

高橋委員：ありがとうございました。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。

山田委員：いろいろお話を聞かせていただきまして、その中で感じたことなんですけど、今現在自分が住んでいる近くでも、外国の方がいらっしゃってよく見かけられますけれども、今現在市の方でどれくらいの外国の方が来られている、インドネシア、ベトナム、フィリピン、モンゴルなど、そういうのは把握されているのでしょうか。家族さん含めて四條畷市民になってくださっているのですから、そういうのはご存じなんですよ。

こども政策課：市内にどれくらいの外国籍の方がいらっしゃるかというのは、もちろん把握はできていると思います。

山田委員：今おっしゃったように、行事によって説明がしかねる部分、当事者のお子さんは柔軟性があると思うんですけど、保護者の方はやっぱりいろんな壁があると思うので、市の方でも、先を踏まえて、母国語は難しかったとしても、マニュアルみたいなものは作れないですか。この市に来ていただいて、どこかの小中学校に入ります。そうしましたら入学式があつて、運動会があつて、いろんな行事っていっぱいあるじゃないですか。そのときに保護者の方に説明してわかっていただけるような内容の、何かマニュアルみたいなものが作ればいいなと。4月から3月までの一年間だけでも、こういう行事があるんですよっていうのを、保護者の方に伝える方法があれば、ちょっとでも理解の度合いがめやすでできるかなと。お話聞かせていただいて、自分が親であれば、そういうのが手元があれば助かるかなと。英語でもいいし。これからもっといろんな多様な人が入ってくるわけだから、そういうマニュアルみたいなものをちょっと作ってあげれば、すごく助かるんじゃないかなということをちょっと感じたので、お話をさせていただきました。お願いいたします。

教育支援センター：ご意見ありがとうございました。四條畷市立小中学校における現状について少しお話をさせていただきます。先ほどご指摘いただきましたとおり、年間の行事予定であったりこの先の見通しであったり、また日本における進学制度であったり、高等学校というものであったり、外国の学校教育と日本の教育と違うところから説明していかないといけないことが多々ございました。その中で、計画というよりも、実際に学校から配布されるプリント、こちら日本語が堪能な方向けにこれまで長いこと作られた文書で、すごくこう、「平素はいつもお世話になっており～今後ともどうぞ…」結構長い文章が多かったかと思うんですけど、現在すべての学校において、他国籍の方もいらっしゃる前提で、やさしい日本語に変えていこうということで、研修会を実施したり、また各校の実態に応じて、写

真を撮ると翻訳されるシステムの紹介もあわせて保護者にさせていただきながら、小中学校教育としましては、保護者の方も今後日本に住まわれるので、そういう方たちにも少し、日本語をどうやって理解していくかとか、日本文化を理解していただけるような取組みを、自立支援通訳者の方々と一緒に協議しながら、より一層進めていきたいと思っております。

三宅委員：先ほどからそれぞれの方がお話しされていて、学校教育課の方では小中学生にかなり手厚くされているなどお話伺っていて思ったんですけども、先ほど高橋委員がおっしゃっていたように、保育施設に関しては、補助金で翻訳機の購入は補助させていただいていますということで、こちらもそういう形では補助というか、援助していただいているんですけども、子どもが小中学生になってから急に四條畷市に転入してきた場合はそこからスタートでいいと思うんですけど、それより前に、保育施設に通われるときに、学校教育とこども政策課の方で、外国籍のお子さんの支援の仕方に差があるじゃないですか。お金出しますよというだけなのと、職員派遣までやりますよというのと、割と差があるなと思ったので、もうちょっと、乳児とか幼児に関しても、そういう手厚い支援をしていただけたらいいかなと思いました。

内村委員：今までのいろんな方のお話を聞いて、2点、母親としての意見なんですけど、小中学校に行ったら、子ども同士なんかかなるじゃないですか。最も必要なのって、幼稚園、保育園の子やのになって、聞きながら思ったのがひとつ、英語の先生だったら英語話せるし、話せる人も増えてきているけれど、今本当に必要なのは、中国の方とかモンゴルの方だったりとか。小中学校の派遣する人は、その言葉を喋れる人を雇うのか、そこにお金かけるんだったら、保育園、幼稚園の方に回せるんじゃないかなって思っていました。

こども政策課：様々なご意見ありがとうございます。教育委員会の小中学校の様々な支援の内容について、庁内で内容を確認させてもらいながら、対応といいますか、支援の在り方についても参考にできればと思います。ありがとうございます。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。よろしいですかね。

ないようですので、続きまして次第の案件 2 の令和 7 年度の主な新規・拡充予定事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは資料2「令和7年度の主な新規・拡充予定事業について」をご覧ください。令和7年度の子ども・子育て支援に関連する主な新規・拡充予定事業について記載しております。

内容について読み上げます。

①こども政策課「保育士等処遇改善事業」

待機児童・保留児童解消に向けて、緊急対策として、市内民間園の正規保育士等に対し、勤務年数に関わらず、民間園と協働で、月4万円(内1万円は民間園負担)の処遇改善を行う。

②こども政策課「民間保育所等整備事業」

設備等の老朽化が進んでいる民間園の大規模修繕工事、認定こども園新設に伴う改築工事に対する補助を行う。

③子育て総合支援センター「つどいの広場“おかやま”改修工事」

親子の交流の場である子育て支援拠点つどいの広場“おかやま”の床等に傷みがあるため、改修工事を行う。

④岡部保育所・忍ヶ丘あおぞらこども園「園庭遊具一式点検事業」

日々使用する、園庭遊具一式の安全点検を行い、安全確認をするとともに修理・取替等の計画的な更新に役立てる。

⑤保健センター「不育症治療費助成事業」

保険適用されている不育症に関する治療を保険診療として実施している医療機関において実施した保険適用対象外の検査・治療(混合治療は除く)に要した金額の一部を助成する。

⑥学校教育課「英語教育推進事務」

現在実施の小6GTECJunior、中1～3の GTECCoreからBASEinOSAKA へと転換することで、スピーキング力の向上をめざす。

⑦学校教育課「教員業務支援員配置事業」

四條畷市立各小中学校に、文部科学省の補習等のための指導員等派遣事業を用い、各校1人計9人の教員業務支援員の配置を行う。内容としては、学習プリントの準備や電話対応、行事等の準備補助等の業務を担い、教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるようにする。

⑧学校教育課「就学援助助成事務(中学校費)」

環境に左右されることなく、こどもたちの挑戦する心を大切にし、未来への可能性をはぐくむことができるように、就学援助認定者に対して、部活動で必要になる用具や消耗品等購入に係る費用の支援制度を創設する。

⑨教育支援センター「ICT 環境構築業務委託」

GIGA 第2期に向けてネットワークの構築他、大規模なプロジェクトを円滑に進めるための支援を業務委託する。

⑩教育支援センター「小中学校学習系端末調達業務委託(児童生徒機)」

GIGA 第2期へ向けて小中学校の学習系端末の更新を実施する。児童生徒の新しい1人1台端末を調達し、ICT をより効果的に活用した学びを実現する。

⑪教育支援センター「小中学校学習系端末調達業務委託(教職員機)」

小中学校の児童生徒用学習端末の更新に伴い、教職員用の端末も調達し、ICT をより効果的に活用した学びを実現するための環境を整備する。

⑫教育支援センター「無線 LAN アクセスポイント更新業務委託」

学習系ネットワークの環境を改善し、GIGA第2期において、円滑にICT学習を展開できる環境を構築する。

⑬教育支援センター「研修講師謝礼」

教育支援センター主催の研修で講師招聘し、教職員の授業力向上を図る。

⑭教育支援センター「いじめ問題対策委員会委員」

いじめ重大事態調査が生起した際の初期対応の充実を図る。

⑮スポーツ・青少年課「なわてふれあい教室運営事業」

放課後等における児童の安全確保や生活を支援し、児童の健全な育成を図るため各小学校内において、なわてふれあい教室(放課後児童クラブ)を実施している。

令和7年4月1日から各ふれあい教室の運営業務を民間事業者へ委託し、待機児の解消や更なる事業の充実を図る。

⑯スポーツ・青少年課「放課後子ども教室推進事業」

放課後の児童の居場所づくりとして、安全管理員として地域の特技や技術をもつ人に協力をいただき、工作や伝統・伝承文化等の各種体験を行っている。

令和7年度は、実施回数や体験メニュー等の更なる充実をめざす。

⑰人権・市民相談課「第3次男女共同参画推進計画(第3次なわてあじさいプラン)策定」

令和6年度に行った男女共同参画に関するアンケート調査をもとに第3次男女共同参画推進計画(第3次なわてあじさいプラン)を策定する。

⑱人権・市民相談課「四條畷市人権行政基本方針改定」

令和6年度に行った市民意識調査をもとに、人権行政基本方針を改定する。

説明は以上になります。

小寺委員長:ただいま、資料2に基づいて「令和7年度の主な新規・拡充予定事業について」の説明がございました。かなりいろいろあるんですけれども、この説明に関しまして、委員の皆さま何かご質問やご意見はありますでしょうか。

河原委員:この表の中の新規・拡充には入っていなかったんですが、4月から田原中学校で担任制がなくなると聞いて、保護者の皆さんが動揺している感じなので、ちょっとご説明いただけたらと思います。

学校教育課:「チーム担任制」と呼ばれる制度を導入することを考えているのではないかと思いますのですが、全国的に教員の働き方改革を進める中の一つの手法、先進事例として、チーム担任制というものを実施している自治体がございます。田原中学校におきましては、その先進市の方に視察に行きまして、担任が一人で抱え込むことなく、学年の先生みんなで子どもたちを見るということを目的にして、子どもたちに自分の相談しやすい、話しやすい先生を選択することがあっていいんじゃないかという主旨で、チーム担任制を導入するというような動きは学校長の方から聞いております。ただ、やはり保護者の方が誰に相談したらいいかと困惑されることがないようにということは、今後より丁寧な説明が必要になるかと思いますので、今いただいたご意見につきましても、学校と共有しながら、子ども、保護者の混乱がないような体制を進めていけるように、学校にも共有させていただけたらと思います。

内村委員:わざわざ生駒に住民票を移して、生駒の中学校に行かせるご家庭が多くなっていることはご存じですか？

学校教育課:何名か、他自治体の方に転校される方がいらっしゃるということはこちらでも把握はしているんですけども、学校の教育活動の中で、保護者の方が田原中学校に進学することを避けるという意味合いで、もしそういう風になっているのであれば、やはり学校として、より子どもたちを安心して受け入れるような環境づくりというのは進めていかないといけないかなという風には思います。

河原委員:たぶん保護者の方も何も情報がほとんどない状態で4月を迎えないといけないというところで、わからないだけに不安だと思うんです。ちゃんと説明していただければたぶん納得する親御さんも多いかと思います。以上です。

柏原副委員長:割と大きな案件だと思うんですけれども、そこに在籍している保護者に対して、学校なり教育委員会からご説明はされてないんでしょうかね。

学校教育課:「チーム担任制」のことで良かったかと思うんですけれども、こういう体制でされるかどうかというのは学校の方で判断されることになります。こちらのほうもそういった動きを聞いていたので、保護者への説明というのは丁寧にしてくださいという話はさせていただいております。私がつかんでいる情報では、2月か3月かのどこかのタイミングで、新入生の保護者に先に説明されるというような動きをとることは聞いておったんですけれども、在校生の保護者の方への説明がどのタイミングになるかはちょっと今把握していないので、申し上げることができません。

小寺委員長:新入生から徐々にやっていくということですか。それとも2,3年生ともにやるということですか。

学校教育課:段階的にやっていくという話は聞いていないので、おそらくされとなれば、1年生から3年生まで一気にやっていくという風になるかなとは思いますが。

小寺委員長：それは、全体に説明がいりますね。

学校教育課：それはどこかのタイミングでされるのかなとは思いますが、現状小学校などでも、チーム担任制ではないですけれども、中学校を見越して教科担任制を取り入れていたりする学校もございますので、4月のタイミングとかで、小学校もしくは中学校での新たな体制なんかについて、何らかの説明はあるかなと思います。

内村委員：良い悪いの話をしているのではなく、市も把握していない、2月の後半に確か説明会があったんですけれども、先生に質問しても、先生も理解していないから「たぶん、誰かお子さんが好きな先生を見つけてもらって、その先生に懇談とかもあるかもしれないですね～」とかそんなことを入学前に言われたら不安になるのも当たり前だと思うんです、母親として。それを市も把握していない、先生も把握していない、その状態が、何も書かれていないしわからない人はどうしたらいいんでしょうかという質問なんですけれども…

学校教育課：こちらの資料に掲載するかどうか、「新規・拡充事業」という意味合いで言いますと、新たな市としての事業というよりは、学校の中での運用の体制の話になるので、掲載の対象ではないのかなという風に理解しています。

小寺委員長：これに載せるということは、もうやりますよということですからね。支援教室の文科省から出たときに混乱しましたからね。あれと同じことが起こらないように、やっぱり児童なり保護者なりにきちんと説明しなかったら、また不要なトラブルが起こる可能性がありますので、そのあたりを留意していただいて、進めていただきたいという風には思います。よろしくお願いしますと思います。

柏原副委員長：市の方としては新規・拡充事業ではない、それはよくわかりますし、保護者の方はチームの先生方の働き方改革を否定しているわけでも決していないとは思いますが、ただやっぱり、親の立場としたら、状況が分からない、ましてや中学生は難しい年齢で、先生を選ぶというのがどんなのかというのが本当に大きいと思うので、やっぱりなさるのならしっかりと保護者の意向も受けながら進めていただけたらいいんじゃないかなと思います。しつこくてごめんなさい。

小寺委員長：よろしくお願いいたします。他ございませんでしょうか。

山田委員：予定事業分読ませていただきまして、学校教育課の中の、各校1人、9人の方を中学校3校、小学校6校で合わせて9校というのは定まっているんですけれども、1人派遣されるというのは学校内で誰か1人の人がその業務を担うのか、一般から募集されて受け入れてされるのかどちらでしょうか。やっぱりプリントとかいろんなものに触れるということは、プライベートなことなど、いろんなことを加味すると…難しいな、言葉にするのは難しいですけれども、単に「私やらせていただきます」ではなくって、ちゃんとそこを吟味されて、そういう方をもって対応していただけるのかな、どうかと思います。9人の配置と書いてあるだけで、全くそこが、中身がわからない、つかめないなので、ちょっとお聞きしたかったんです。お願いします。

学校教育課：説明の前に、事前のチェックが漏れていて、訂正をさせてもらえたらと思います。「各校1人の9人」ではなくて、「8人の方を1校ずつに配置する」。残りの1校につきましては、今年度すでに教頭マネジメント支援員の役割の方を1人すでに配置しているので、それ以外の8校に先生方の負担軽減のための人材を配置するという訂正をしていただけたらと思います。あとこの内容につきましては、今ご意見いただいたのは、例えば個人情報が漏れたりとかそういった関係かなとは思いますが、会計年度任用職員として任用しま

すので、一定守秘義務が発生する立場の方を、宣誓書をしていただいたうえで、学校の方に配置することになります。

山田委員：わかりました。その方に関しては、1年ごとの更新なんですか。1年でまた違う契約をされるんですか。この事業はずっと継続されるんですよね。

学校教育課：継続はしていきたいと思っているんですけども、まずは1年ごとの任用になります。

小寺委員長：もう来年度も始まりますのでね。もう募集はされて、決まっているんですか？

学校教育課：先月の議会で可決されましたので、実際に動いていくのはこれからになると思います。募集をかけて面接をして、適任の方に入っていただくということを考えています。

小寺委員長：ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

柏原副委員長：下から3つ目の、教育支援センターのICTのことなんですが、「大規模なプロジェクトを円滑に進める」これは具体的にどういうことを指しているのか、簡単になりたいと思います。

教育支援センター：ご質問いただきました「大規模なプロジェクト」と書かせていただいたのは、この後、第2期におきましては、学習系端末を大阪府における共同調達会議、大阪府と業者が契約をして、その後本市と業者で随意契約をすることになっております。まだ大阪府と業者が契約を締結していないことから、大きな「プロジェクト」と書かせていただきましたが、内容について想定していることをお伝えさせていただけたらと思います。「大規模なプロジェクト」は本当に様々あるんですけども、子どもたちにとって、「タブレット」ではなく、「知りたいときに使えるもの」とか「自分の興味がさらに深まる」とか「わくわくする」とか、そういった端末にしていきたいと思っております。それに必要なこととして、学習系端末に自分の成績や学習の記録、あとは自分の調べたことを可視化するようなダッシュボード機能、また、将来的に渡っては、全国学力状況調査の記録の保存であったり、高等学校進学を希望する児童・生徒には高等学校入試のための問題が出てきたりとか、夢は本当に無限に広がっていくところではあるんですが、大阪府との契約を待って、共同調達において、適切な環境、子どもたちが本当にわくわくするようなものを今後プログラムしていきたいと思っております。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。

小林由美子委員：子どもたちに提供していただいているタブレットなんですが、タブレットを破損したときの対応が、各校で違っているということで、1校は親が始末書を書いて今後どうしていくかの対応を提出する。もう1校確認したのは、学校が状況などの説明を書いて、署名だけしていただくことになっているんですね。親としたり、偶然壊れたりとか、ちょっと子どもが暴れたりとかあると思うんですが、学校によって、始末書まで書いて、今後親としてどうするかとかも書かされたという学校もあるので、その辺はどうなっているんでしょうか。

教育支援センター：端末が故障した際の対応についてお答え申し上げます。教育委員会としましては、保護者に入学時、タブレットをお渡しする際に、貸与する形でお渡しさせていただいております。統一のルールとしまして、故障した際は2つの方法があります。1点目が自然故障。自然故障におきましては、子どもの責任

や過失ということはありませんので、自然故障においては学校が書類を作成し、教育支援センターに送ることになっております。今小林委員からご意見いただいた件は、おそらく落としたりとか、踏んだりとか、もしかしたら経年劣化ということも考えられるかもしれませんが、落としてしまったということについては、その理由を明確にしながら、第2期の学習系端末を調達するにあたって、傾向を把握するために、すべての保護者の方に間違いないということでご署名いただいて、提出いただいております。個別のケースになるかもしれませんが、学校と保護者間において、保護者が直接書かれている場合と、もしくは学校の方で丁寧に聞き取りをしていただきながら、その内容について保護者にご署名いただくかたちで内容を確認いただいと、2つのケースがあるのかなという風に今認識したところでございます。

小林由美子委員:学校の方できちっと聞き取りなどして、ほんとに学校の先生方の方がきちっと証明なりされていますので、そういう署名というかたちにしていただいた方が、保護者にとったらありがたいと思います。暴れたりして破損した場合は、子どもに言い聞かせないとだめだとは思いますが。ありがとうございます。

小寺委員長:他ございませんでしょうか。

山田委員:裏のページのふれあい教室の運営事業で、今度から民間事業に委託されると。窓口が。今までと変わりはないんでしょうか。申し込む際に窓口は今まで行っていたところが、どこか窓口が変わるとか、そういうことはないんでしょうか。他市で民間事業に変わっているふれあい教室よく聞くんですけども、四條畷市も今回それに流れるということが載ってしまして、どういう風に展開されて、メリット・デメリットはどういう風に親の方にあるのか、ちょっとわかる範囲でお聞きしたいです。

スポーツ・青少年課:お尋ねのありましたなわてふれあい教室に関してなんですけれども、ご指摘のとおり、令和7年度、令和7年4月1日から、運営の方を民間の事業者の方へ委託することに決定しております。お尋ねの内容といたしまして、お申し込み先については、これまでどおり市の方、現行で言いますとスポーツ・青少年課が所管になっておりますので、こちらの方へお申し込みをしていただく形は変わりません。実際にふれあい教室の保育にあたっていただく職員なんですけれども、これにつきましても、今勤務をいただいている方に、継続の雇用を希望される方にはそのまま原則として残っていただきまして、子どもさんですとか保護者の環境が変わらないように、不安が生じないようにさせてはいただいております。

今回民間の事業者に運営を委託することになった経緯なんですけれども、やはりふれあい教室の業務に携わる職員、人員が年々不足の状況が続いております。なかなか安定的な運営が難しくなってきたという状況がございます。それをもって、待機していただく児童も増えてきたことなどもございまして、人員不足の解消と児童の待機解消をめざすために、民間の方へ運営を委託させていただいて、それを解消するよにということで、令和7年度からさせていただきます。ですので、メリットとしましては、安定的な運営ですね。それと、民間事業者に委託することで、民間が持っているような運営のノウハウ、例えば日々過ごす中での生活プログラム、1年12か月ありますけれども、それぞれの季節、例えば2月であれば節分ですとか、3月でしたらひな祭りですとか、そういった季節の事柄を感じられるような工夫とかお楽しみ会とか、そういったところも取り入れながら、子どもたちが楽しく過ごせるよにということで、工夫をされると聞いております。また、ゆくゆくは今日行きます、今日休みますというような連絡も、例えばスマホを通じてできるようになるとか、そういった利便性の向上ですとか、そういったところも、民間委託をすることで向上させていきたいと。そういったところがメリットとして挙げられるかなと感じております。以上です。

小寺委員長：ありがとうございます。よろしいですか。

市林委員：同じくなくてふれあい教室の件なんですけれども、今日チラシが入っていきまして、ふれあい教室で働きませんかというチラシが、新聞ではなくてたぶん個別で投函されていたかと思うんです。ふれあい教室の委託業者さんが確か大新東シダックスさんになったと聞いていたんですが、チラシの会社名が、枚方の全然違う会社名が書かれていて不思議に思ったのと、この時期まだ募集しているのかというところで、もともとふれあいの先生方ってなかなか集まらなくてすごく大変な思いをしているということはお聞きしていて、外部に委託されてそれが解消されるのであればいいなと思ったけれどもまだ募集しているのを見ると、ほんとに4月スタートが無事に切れるのかなというのがちょっと不安に感じました。感想だけです。

小寺委員長：もう委託業者は決まっているんですね。

スポーツ・青少年課：はい、決まっています。今おっしゃっていただいたとおり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というところに決まっております。

小寺委員長：あまり時間がないのでね、しっかりと体制組んでいただきたいと思います。

他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、案件3その他について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：はい、それでは資料3 四條畷市子ども基本条例パンフレットをご覧ください。四條畷市子ども基本条例は、平成28年1月に施行し、すべての子どもたちが夢と希望を抱きながら成長していけるよう、みんなで支援するまちづくりの実現をめざして制定しています。

平成28年にパンフレットを作成し活用していたのですが、相談窓口の変更が多いことや、より子どもにわかりやすい内容とするため、このたび、改訂を行いましたので、ご報告いたします。

子どもたちに4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について具体的にどんな権利なのかわかりやすく記載しています。また、困ったとき、悩んだときにすぐに相談できるよう、相談窓口を記載しています。

パンフレットは、毎年小学6年生に配布して周知しており、改訂版については、新年度から配布予定としています。

次に、委員の委嘱期間についてご説明いたします。

子ども・子育て会議の委嘱期間が令和7年3月31日までとなっております。森本委員につきましては、今期で終了する旨、お伺いしております。長期にわたり、審議にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

他の委員の皆様におかれましては、引き続き来期もお引き受けくださるとのご意向を伺っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に今後のスケジュールについてお知らせします。来年度の子ども・子育て会議については、2回の開催を予定しています。次回、第1回会議につきましては8月上旬を予定しています。近づきましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、事務局から作成した案を送付しますので、内容をご確認いただき、指定の期日までに修正等ありましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。会議録につきましては、修正後、市ホームページへの掲載を予定しております。

説明は以上です。

小寺委員長:ただいま案件 3 についての説明をいただきましたが、委員の皆さま、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですかね。他にご意見がございませんようですので、以上をもちまして、令和 6 年度第 4 回子ども・子育て会議を終了します。ありがとうございました。

<閉会>